



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
訓令甲	神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令	行財政局業務改革課	1
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(岡本梅林倶楽部ほか)	地域協働局地域活性課	99
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 西垂水96号線)	建設局道路管理課	100
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西建設事務所	101
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局東部建設事務所	103
公告	建築協定書の提出及びその縦覧(小松すずらん台第2建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	106
公告	(仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業 環境影響評価書案についての市長意見書の縦覧	環境局環境保全課	107
公告	神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条第1項の規定に基づく道路の変更又は廃止の承認	建築住宅局建築指導部 建築安全課	108
公告	開発行為に関する工事の完了(神戸市 東灘区住吉山手1丁目)	都市局都市計画課	109
公告	神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更	経済観光局農政計画課	110

訓令甲第1号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年8月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

神戸市長の権限に属する事務の専決規程（平成31年3月訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（部長及び室長の専決事項）</p> <p>第6条 部長（神戸市事務分掌規則第2条第1項に規定する本庁の組織に属する部長に限る。）及び室長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、部長（組織の事務を主管する部長を除く。）は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することに</p>	<p style="text-align: center;">（部長及び室長の専決事項）</p> <p>第6条 部長（神戸市事務分掌規則第2条第1項に規定する本庁の組織に属する部長に限る。）及び室長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、部長（組織の事務を主管する部長を除く。）は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することに</p>

ついて、部長及び室長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第217条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

部長及び室長共通専決事項～建設局部長（防災担当）専決事項

[略]

建設局下水道部長専決事項

(1)～(4) [略]

建設局公園部長専決事項～港湾局部長（工務・防災担当）専決事項

[略]

会計室長専決事項

(1) 別表第1及び別表第2に定める局長共通及び会計室長の決裁区分に属する事項に関すること。

(2)～(4) [略]

（課長、課内室長及び課内所長の専決事項）

第7条 課長（神戸市事務分掌規則第2条第1項に規定する本庁の組織に属する課長に限る。）、課内室長及び課内所長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、課長

ついて、部長及び室長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第217条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

部長及び室長共通専決事項～建設局部長（防災担当）専決事項

[略]

建設局下水道部長専決事項

(1) 別表第2に定める下水道部長の決裁区分に属する事項に関すること。

(2)～(5) [略]

建設局公園部長専決事項～港湾局部長（工務・防災担当）専決事項

[略]

会計室長専決事項

(1) 別表第2に定める局長共通及び会計室長の決裁区分に属する事項に関すること。

(2)～(4) [略]

（課長、課内室長及び課内所長の専決事項）

第7条 課長（神戸市事務分掌規則第2条第1項に規定する本庁の組織に属する課長に限る。）、課内室長及び課内所長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、課長

(組織の事務を主管する課長を除く。)は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長、課内室長及び課内所長共通専決事項の項に規定する事項(神戸市事務分掌規則第217条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。)を専決するものとする。

課長、課内室長及び課内所長共通専決事項～行財政局人事課長専決事項 [略]

行財政局給与課長専決事項
別表第1に定める給与課長の決裁区分に属する事項に関すること。

行財政局厚生課長専決事項～行財政局契約監理課長専決事項 [略]

行財政局資産活用課長専決事項

(1) 別表第2に定める用地取得事務担当課の課長の決裁区分に属する事項に関すること。

(2)～(4) [略]

行財政局税務部市民税課長専決事項～経済観光局農政計画課長(集落排水担当)専決事項 [略]

建設局総務課長専決事項

(組織の事務を主管する課長を除く。)は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長、課内室長及び課内所長共通専決事項の項に規定する事項(神戸市事務分掌規則第217条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。)を専決するものとする。

課長、課内室長及び課内所長共通専決事項～行財政局人事課長専決事項 [略]

行財政局給与課長専決事項
別表第1及び別表第2に定める給与課長の決裁区分に属する事項に関すること。

行財政局厚生課長専決事項～行財政局契約監理課長専決事項 [略]

行財政局資産活用課長専決事項

(1) 別表第2に定める用地取得事務担当課の課長及び資産活用課長の決裁区分に属する事項に関すること。

(2)～(4) [略]

行財政局税務部市民税課長専決事項～経済観光局農政計画課長(集落排水担当)専決事項 [略]

別表第2に定める建設局総務課長の
決裁区分に属する事項に関するこ
と。

建設局事業用地課長専決事項、建
設局河川課長専決事項 [略]
建設局道路管理課長専決事項

(1)～(5) [略]

建設局道路管理課課長（境界調
査・道路台帳担当）専決事項
[略]

建設局下水道部経営管理課長専決
事項

公共下水道に排除した汚水量
の認定に関すること。

建設局下水道部計画課長専決事項
～建設局公園部管理課長専決事項
[略]

都市局総務課長専決事項

別表第2に定める都市局総務課長の
決裁区分に属する事項に関するこ
と。

都市局都市計画課課長（調整区域
担当）専決事項～建築住宅局技術

建設局事業用地課長専決事項、建
設局河川課長専決事項 [略]
建設局道路管理課長専決事項

(1) 別表第2に定める建設局道路管
理課長の決裁区分に属する事項に
関すること。

(2)～(6) [略]

建設局道路管理課課長（境界調
査・道路台帳担当）専決事項
[略]

建設局下水道部経営管理課長専決
事項

(1) 別表第2に定める建設局下水道
部経営管理課長の決裁区分に属す
る事項に関すること。

(2) 公共下水道に排除した汚水量の
認定に関すること。

建設局下水道部計画課長専決事項
～建設局公園部管理課長専決事項
[略]

都市局都市計画課課長（調整区域
担当）専決事項～建築住宅局技術

管理課長、建築課長、設備課長及び
び保全課長の専決事項 [略]

港湾局経営企画課長専決事項

別表第2に定める港湾局経営企画課
長の決裁区分に属する事項に関する
こと。

港湾局経営企画課課長（調整担
当）専決事項～港湾局海岸防災課
課長（整備担当）専決事項 [略]
（区役所等の課長の専決事項）

第12条 区役所及び須磨区役所北須磨
支所の課長の専決事項は、次のとお
りとする。この場合において、課長
（組織の事務を主管する課長を除
く。）は、自らの所掌事務に属する
こと及び当該所掌事務に従事する職
員に関することについて、課長共通
専決事項の項に規定する事項（神戸
市事務分掌規則第217条第1項の規
定に基づき事務分担に定めることに
より、当該事項の一部を除くことが
できる。）を専決するものとする。

区役所の課長共通専決事項 [略]

区役所（北神区役所を除く。）総務
部地域協働課長専決事項

区の魅力発信を目的とした多目的ス
ペースの利用に関すること（西区役
所総務部地域協働課長に限る。）。

管理課長、建築課長、設備課長及
び保全課長の専決事項 [略]

港湾局経営企画課課長（調整担
当）専決事項～港湾局海岸防災課
課長（整備担当）専決事項 [略]
（区役所等の課長の専決事項）

第12条 区役所及び須磨区役所北須磨
支所の課長の専決事項は、次のとお
りとする。この場合において、課長
（組織の事務を主管する課長を除
く。）は、自らの所掌事務に属する
こと及び当該所掌事務に従事する職
員に関することについて、課長共通
専決事項の項に規定する事項（神戸
市事務分掌規則第217条第1項の規
定に基づき事務分担に定めることに
より、当該事項の一部を除くことが
できる。）を専決するものとする。

区役所の課長共通専決事項 [略]

須磨区役所北須磨支所の課長共通
専決事項～北神区役所市民課長及
び須磨区役所北須磨支所市民課長
専決事項 [略]

須磨区役所北須磨支所保健福祉課
長専決事項

子どものための教育・保育給付に係
る教育・保育給付認定に関すること
(保育認定子どもに関連するものに
限る。企画調整局デジタル戦略部課
長(行政事務センター担当)の専決事
項に属するものを除く。)

須磨区役所北須磨支所市民課課長
(保険年金担当) 専決事項～須磨
区役所北須磨支所保健福祉課課長
(生活支援担当) 専決事項 [略]

須磨区役所北須磨支所の課長共通
専決事項～北神区役所市民課長及
び須磨区役所北須磨支所市民課長
専決事項 [略]

須磨区役所北須磨支所保健福祉課
長専決事項

子どものための教育・保育給付に係
る教育・保育給付認定の変更に関す
ること(保育認定子どもに関連する
ものに限る。企画調整局デジタル戦
略部課長(行政事務センター担当)の
専決事項に属するものを除く。)

須磨区役所北須磨支所市民課課長
(保険年金担当) 専決事項～須磨
区役所北須磨支所保健福祉課課長
(生活支援担当) 専決事項 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後												改正前												
別表第1（第2条、第4条—第7条関係）												別表第1（第2条、第4条—第7条関係）												
人事関係事務												人事関係事務												
決裁区分	副市長	行財政局長	特定局長	局長 共通	副局長、 部長 及び 室長 共通	人事課長	給与課長	総務 事務 センター 長	厚生課長	課長、 課内 室長 及び 課内 所長 共通	備考	決裁区分	副市長	行財政局長	特定局長	局長 共通	副局長、 部長 及び 室長 共通	人事課長	給与課長	総務 事務 センター 長	厚生課長	課長、 課内 室長 及び 課内 所長 共通	備考	
決裁事項												決裁事項												
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
休業 の 承認	育児休業	二	部長 以上	—	—	—	課長 以下	—	—	—	—	休業	局長	部長	—	—	—	課長 以下	—	—	—	—	—	—
	自己啓発休業	二	部長 以上	—	—	—	課長 以下	—	—	—	—	承認	局長	部長	—	—	—	課長 以下	—	—	—	—	—	—
	配偶者同行休業	二	部長 以上	—	—	—	課長 以下	—	—	—	—	承認	局長	部長	—	—	—	課長 以下	—	—	—	—	—	—
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
服 務	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	服	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	営利企業への従事等の許可	二	部長 以上	—	—	—	課長 以下	—	—	—	—	務	局長	部長	—	—	—	課長 以下	—	—	—	—	—	—
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

(注) [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後													改正前																																						
別表第2（第2条、第4条、第6条―第7条関係） 財務関係事務 2-1 支出決定（支出に伴う施行決議・実施決定）																																																			
決裁事項	節名	節名称	節名称等	専決範囲	決裁区分										合議	備考	決裁事項	節名	節名称	節名称等	専決範囲	決裁区分										合議	備考																		
					副市長	特長局長	局共局長	特長副局長	部副局長	課長	消長	教育委員	特定職	副市長								特長局長	局共局長	特長副局長	部副局長	課長	消長	教育委員	特定職																						
〔略〕			〔略〕	〔略〕										〔略〕				〔略〕	〔略〕							〔略〕				〔略〕	〔略〕									〔略〕	〔略〕									〔略〕	〔略〕

13	調達	使用料等及び賃借料	一般	[略]															
	物品の借入れ	使用料等及び賃借料	一般	[略]	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないもの														

13	調達	使用料等及び賃借料	一般	[略]															
	物品の借入れ	使用料等及び賃借料	一般	[略]	1 金額は、賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、														

		借料	[略]	とした場合の金額による。 2 80万円を超えるものについては経理契約を要する。 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。			借料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	見積金額を示す。 2 80万円を超えるものについては経理契約を要する。 金額は、賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。									
請負13	使用料	自動車借上料	[略]	[略]	[略]	請負13	使用料	自動車借上料	[略]	[略]	[略]														
(その他)	物品の借入れ	及び賃借料	[略]	[略]	[略]	(その他)	物品の借入れ	及び賃借料	[略]	[略]	[略]														

権その他これらに準ずる権利の取得又は借地権に係る補償	他財産購入費											宅局長、港湾局長、教育委員会事務局長及び教育次長														
		[略]	[略]																							
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]					
18金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの	18負担金、補助金、交付金、金等及び交付金	負担	補助	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]												
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]										
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]									
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]									
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								
18金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの	18負担金、補助金、交付金、金等及び交付金	負担	補助	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]											
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]									
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								

<p>金 〔 奨 学 金、 就学 援助 金又 は定 例的 な学 校に 対す る助 成〕</p>	<p>更後の当該負担 金等の総額が変 更前の当該負担 金等の総額を下 回るときに限 る。)の決裁区分 は、変更後の 個々の負担金等 の額に基づくも のとする。この 場合において、 当該決裁区分が 複数の決裁区分 に該当すること となるときは、 それらの決裁区 分のうち最上位 のものによるこ ととする。</p>	<p>金 〔 奨 学 金、 就学 援助 金又 は定 例的 な学 校に 対す る助 成〕</p>	<p>後の当該負担金 等の総額が変更 前の当該負担金 等の総額を下回 るときに限る。)の決裁区分は、 変更後の個々の 負担金の額に基 づくものとする。 この場合におい て、当該決裁区 分が複数の決裁 区分に該当する こととなるとき は、それらの決 裁区分のうち最 上位のものによ ることとする。</p>	
<p>[[略]]</p>	<p>[[略]]</p>	<p>[[略]]</p>	<p>[[略]]</p>	
<p>2移転 1料その 他 諸補 償 (借 地権 に係 る)</p>	<p>21補償 損失補償 金超 200 万円 以下 100 万円</p>	<p>○</p>	<p>2移転 1料その 他 諸補 償 (借 地権 に係 る)</p>	<p>21補償 損失補償 金超 3,00 万円 以下</p> <p>不動産の 取得等に 伴うもの で、神戸市 の公共用 地の取得 に伴う損 失補償基</p>

る補償を除く。) 請負契約約款に規定する不可抗力による損害の費用負担	金	以下								
		50万円以下					○			
	損失補償金	200万円超		○						
	(電柱、ケーブル、ブル、上下水道管又はガスの移設に伴うもの)	200万円以下			○					
		100万円以下				○				
		全て					○	○		
	損失補償金	3,000万円超	○							
(請負契約約款に規定	3,000万円以下		○			○	○			

る補償を除く。) 請負契約約款に規定する不可抗力による損害の費用負担	金									湾局長、用準(昭和47
										地取得事年4月1
										務を所掌日市長決
										する局長、定)の適用
										教育委員を受ける
										会事務局ものにつ
										長及び教いては、行
										育次長 財政局部
		1,000万円以下			○					用地取得長(資産活
		500万円以下				○				事務を所用担当)
									掌する副(3,000万	
									局長及び円を超え	
									部長 るもの。資	
	損失補償金	200万円超	○							用地取得産活用課
	(土地取得以外)	200万円以下		○			○	○		事務担当長経由)又
		100万円以下			○					は資産活
		50万円以下					○			用課長(3,
	損失補償金	200万円		○						000万円以下)に合議

する								
不可	1,00			○				
抗力	0万							
によ	円以							
る損	下							
害の	500					○		
費用	万円							
負以	下							
担)								
損失	3,00	○						
補償	0万							
金	円超							
(公	3,00		○			○	○	
共事	0万							
業の	円以							
施行	下							
に伴	1,00			○				
う移	0万							
転料	円以							
その	下							
他諸	500					○		
補償	万円							
(土	以下							
地取								
得に								
係る								
もの								
を除								
く))								
損失	全て					○		

金	超							
(土	200					○		
地取	万円							
得以	以下							
外)	100					○		
(電	万円							
柱、	以下							
ケー	全て					○	○	
ブル、								
上下								
水道								
管又								
はガ								
ス管								
の移								
設に								
に伴								
うも								
の)								
損失	3,00	○						
補償	0万							
金	円超							
(土	3,00		○				○	○
地取	0万							
得以	円以							
外)下								
(請								
負契								
約約	1,00					○		

補償金 (消防法第29条第3項の規定に伴う移転料その他諸補償)										
損失補償金 (土地取得に係るもの)	3,000	〇								
	3,000	〇								
	1,000		〇							

不動産の取得等に伴うもの
 行財政局で、神戸市長、建設局長、都市局長、建築住宅局長、港湾局長、教育委員会事務局及び教育次長
 土地取得事務所
 神戸市の公共用地の取得に伴う損失補償基準(昭和47年4月1日市長決定)の適用を受けるものについては、

款に0万円以下 不可抗力による損害の費用負担)										
損失補償金 (土地取得以外) (消防法第29条第3項の規定に伴う移転料その他諸補償)	500						〇			

損失全て
 〇

円以下											掌する副 局長及び 部長	財政局部 長(資産活 用担当)		
500万円以下													用地取得(3,000万円を超え課の課長(3,000万円以下)に合議	
補填金 200万円超														
200万円以下														
100万円以下														
50万円以下														
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

償)											補填金	不動産の 取得等に 伴うもの で、神戸市 の公共用 地の取得 に伴う損 失補償基 準の適用 を受ける ものにつ いては、行 財政局部 長(資産活 用担当) (3,000万 円を超え るもの。資 産活用課 長経由)又 は資産活 用課長(3, 000万円以 下)に合議		
200万円超													○	
200万円以下														
100万円以下														
50万円以下														
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]														
2	寄附	25	寄	[略]										
5	金	附	金	[略]										
[略]														
2	負担	27	繰	特別	500	○								
7	金、	出	会計	万円										
	補助	金	繰出	超										
	金、	金、	公営	500			○							
	交付	公営	企業	万円						○				
	金、	企業	以下	以下										
	奨励	会計	繰出	300				○						
	金そ	金、	繰出	万円										
	他の	繰出	金、	以下										
	これ	一般	会計	100						○				
	らに	会計	繰出	万円										
	類す	繰出	金	以下										
	るも													
	の													

(注)

1～16 [略]

[略]														
2	寄附	25	寄	[略]										
5	金	付	金	[略]										
[略]														
2	負担	27	繰	特別	500	○								
7	金、	出	会計	万円										
	補助	金	繰出	超										
	金、	金、	公営	500						○			○	○
	交付	公営	企業	万円										
	金、	企業	以下	以下										
	奨励	会計	繰出	300						○				
	金そ	金、	繰出	万円										
	他の	繰出	金、	以下										
	これ	一般	会計	100									○	
	らに	会計	繰出	万円										
	類す	繰出	金	以下										
	るも													
	の													

(注)

1～16 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後												改正前																	
別表第2（第2条、第4条、第6条—第7条関係） 財務関係事務 2-2 収入決定（収入を伴う施行決議・実施決定）												別表第2（第2条、第4条、第6条—第7条関係） 財務関係事務 2-2 収入決定（収入を伴う施行決議・実施決定）																	
決裁 事項	専決 範囲	決裁区分										合議	備考	決裁 事項	専決 範囲	決裁区分										合議	備考		
		副 市 長	特 定 局 長	局 長 共 通	特 定 副 局 長 、 特 定 部 長 及 び 室 長	部 長 及 び 室 長 共 通	特 定 課 長	課 長 、 課 内 室 長 及 び 課 内 所 長 共 通	消 防 局 長	教 育 委 員 会 事 務 局 長	特 定 職					副 市 長	特 定 局 長	局 長 共 通	特 定 副 局 長 、 特 定 部 長 及 び 室 長	部 長 及 び 室 長 共 通	特 定 課 長	課 長 、 課 内 室 長 及 び 課 内 所 長 共 通	消 防 局 長	教 育 委 員 会 事 務 局 長	特 定 職				
[略]	[略]	[[[[[[[[[[[略]	[略]	[略]	[略]	[[[[[[[[[[[略]	[略]	[略]	[略]

略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
0	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
2	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
売却 (物 品そ の他) (法 令等 によ り金 額が 定ま って いる もの)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
売却 (物 品そ の他) (生 産品)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
売却 (不 動産)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
又は 地上 権、地	4,000 万円 以下	○											行財政 局長、 建設局	

略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
0	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
2	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
売却 (物 品そ の他) (法 令等 によ り金 額が 定ま って いる もの)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	金額は、見積金額 を示す。
売却 (物 品そ の他) (生 産品)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	金額は、見積金額 を示す。
売却 (不 動産)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
又は 地上 権、地	4,000 万円 以下	○											行財政 局長、 建設局	

	神戸市												神戸市																				
役権、その他これらに準ずる権利)											長、都 市局長、 建築住宅 局長、 港湾局長、 教育委員 会事務局 長及び教 育次長		1	金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。	2	契約を更新する場合、その内容に変更のないもの（消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。）については、500万円を超えるものについても、局長、	役権、その他これらに準ずる権利)											長、都 市局長、 建築住宅 局長及び 港湾局長、 教育委員 会事務局 長及び教 育次長		1	金額は、賃料の年額又は総額を表わし、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。	2	契約を更新する場合、その内容に変更のないもの（消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。）については、500万円を超えるものについても、局長、
0 3 物品の貸付	[略]	[略]	1	金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。	2	契約を更新する場合、その内容に変更のないもの（消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。）については、500万円を超えるものについても、局長、	0 3 物品の貸付	[略]	[略]	1	金額は、賃料の年額又は総額を表わし、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。	2	契約を更新する場合、その内容に変更のないもの（消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。）については、500万円を超えるものについても、局長、																				

担付 きで ない もの) (不 動産)											長、都 市局 長、建 築住宅 局長、 港湾局 長、教 育委員 会事務 局長及 び教育 次長		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注)
1～11 [略]

担付 きで ない もの) (不 動産)											長、都 市局 長、建 築住宅 局長及 び港湾 局長、 教育委 員会事 務局長 及び教 育次長		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注)
1～11 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後													改正前															
別表第2（第2条、第4条、第6条—第7条関係）																												
財務関係事務													財務関係事務															
2-3 その他													2-3 その他															
決裁 事項	専決 範囲	決裁区分										合議	備考	決裁 事項	専決 範囲	決裁区分										合議	備考	
		副 市長	特 定 局長	局 共 通	特 定 副 局長	部 及 び 室 長	特 定 課 長	課 、 課 内 室 長 及 び 課 内 所 長 共 通	消 防 局 長	教 育 委 員 会 事 務 局 長	特 定 職					副 市長	特 定 局長	局 共 通	特 定 副 局長	部 及 び 室 長	特 定 課 長	課 、 課 内 室 長 及 び 課 内 所 長 共 通	消 防 局 長	教 育 委 員 会 事 務 局 長	特 定 職			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

略]																			
7 不動産の交換	4,000万円以下			○													行財政局長、建設局長、都市局長、建築住宅局長、港湾局長、教育委員会事務局長及び教育次長	[略]	[略]
8 0 物品の借入れ(支出を伴わないもの)	80万円超			○															金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
	80万円以下									○	○								
	200万円超			○															金額は、賃料の年額又は総額を表す。

略]																			
7 不動産の交換	4,000万円以下			○													行財政局長、建設局長、都市局長、建築住宅局長及び港湾局長、教育委員会事務局長及び教育次長	[略]	[略]

入れ200万 (支円以 出を下 伴わ100万 ない円以 も下 の)全て (市長が 指定する もの C)					○				す。賃料が減額さ れる場合は、減額 されないものとし た場合の金額によ る。
							○		
								○ ○	
0 物品200万 9 の貸円超 付 200万 (収円以 入を下 伴わ100万 ない円以 も下 の)全て			○						1 金額は、賃料 の年額又は総額 を表す。賃料が減 額される場合は、 減額されないも のとした場合の 金額による。 2 賃料の免除に ついては、局長、 消防局長、教育委 員会事務局長、教 育次長、監査事務 局長、市選挙管理 委員会事務局長、 人事委員会事務 局長及び市会事 務局長(以下この
					○				
								○ ○	

											表において「局長等」という。)の専決とする。		
1	不	動	全			○				○	○		
0	産	の											
	借	入											
	れ												
	(支											
	出	を											
	伴	わ											
	な	い											
	も												
	の)												
	不	動	200万			○							
	産	の	円超										
	借	入	200万				○						
	れ		円以										
	(支	下										
	出	を	100万					○					
	伴	わ	円以										
	な	い	下										
	も		全										
	の)		て							○	○		
	(市											
	長	が											
	指	定											
	す	る											
	も												
	の												
	D)												
1	不	動	全			○							神戸市公1
	産	の											金額は、賃料

1 産の貸付(収入を伴わないもの)									有財産規則が適用されるものについては、行財政局長(資産活用担当)(500万円を超えるもの。資産活用課長経由)又は資産活用課長(500万円以下)に合議	の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 賃料の免除については、局長等の専決とする。
不動産の貸付(収入を伴わないもの)	200万円超		○						神戸市公	1 金額は、賃料の年額又は総額
貸付(収入を伴わないもの)	200万円以下			○					有財産規則が適用されるものうち、一時的な材料置場等のための	を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 賃料の免除については、局長等の専決とする。
(市長が	全て					○	○		については、行	

	指 定 す る の D)													財 政 局 部 長 (資 産 活 用 担 当) (500 万 円 を 超 え る も の 。 資 産 活 用 課 長 経 由) 又 は 資 産 活 用 課 長 (5 00 万 円 以 下) に 合 議															
1	基金	[略]	各局における運用 計画案の策定につ いては局長等の専 決とする。	0	基金	[略]	各局における運用 計画案の策定につ いては局長専決と する。																						
2	の運 用計 画の 決定															8	の運 用計 画の 決定												
1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	0	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
3																9													
1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
4																0													
1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
5																1													
1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
6																2													
1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
7																3													
1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

8]]]]]]]]				
1	[略]													
9]]]]]]]]				
2	[略]													
0]]]]]]]]				
2	[略]													
1]]]]]]]]				
2	[略]													
2]]]]]]]]				
2	[略]													
3]]]]]]]]				
2	[略]													
4]]]]]]]]				

(注)

1～6 [略]

7 本表における「市長が指定するものC」とは、災害応急に関するもの、単価協定品等及び地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定による契約に基づき借り入れる物品をいう。

8 本表における「市長が指定するものD」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。

9、10 [略]

4]]]]]]]]				
1	[略]													
5]]]]]]]]				
1	[略]													
6]]]]]]]]				
1	[略]													
7]]]]]]]]				
1	[略]													
8]]]]]]]]				
1	[略]													
9]]]]]]]]				
2	[略]													
0]]]]]]]]				

(注)

1～6 [略]

7、8 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

物の保繕又は小改修に係るもの)	150 万円 以下											○		局部長（新都市事業担当）及び 部長（新都市整備担当）並びに 港湾局部長（工務・防災担当）			
														都市局地域整備推進課長、用地活用推進課長及び 工務課長並びに 建築住宅局住宅整備課長、住宅建設課長及び技術管理課長			
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

物の保繕又は小改修に係るもの)	150 万円 以下													局部長（新都市事業担当）、 部長（新都市整備担当） 及び港湾局部長（工務・防災担当）			
														都市局地域整備推進課長、用地活用推進課長、 工務課長、 建築住宅局住宅整備課長、住宅建設課長 及び技術管理課長			
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

	調達	11	役務電気	[略]												
			通信	[略]												
			料金	[略]												
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
04	調達	13	使用一般	[略]												
			材料及び貸借料	[略]												
			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	物品	13	使用一般	[略]	1 金額は、賃料の年額又は											

	調達	11	役務電気	[略]												
			通信	[略]												
			料金	[略]												
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
04	調達	13	使用一般	[略]												
			材料及び貸借料(貸借に係るものを除く))	[略]												
			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	物品	13	使用一般	[略]	1 金額は、賃料の年額又は											

入れ	料	料等	[略]	総額を表す。 賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 [略] 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されなかった場合の金額による。												
			[略]													
			[略]													
			[略]													
			[略]													
請負(その他)	13	使用料	自動車	[略]	金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。											
			借上料	[略]			[略]									
			及び	[略]			[略]									
			賃借	[略]			[略]									
			料	[略]			[略]									
物品	13	使用料	自動車	[略]	金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。											
			借上料	[略]			[略]									
			及び	[略]			[略]									
			賃借	[略]			[略]									
			料	[略]			[略]									

の借入れ	用車借料上料] 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略]	[略]	[略]	料の年額又は総額を表す。 賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 [略]	の借入れ	用車借料上料] 略 略 略 略 略 略 略 略 略 略]	[略]	[略]	料の年額又は総額を表し、 無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。 2 [略]
請負(その他)の借入れ	13 使用自動車借料上料 及び市長が貸借するもの B、 C)	[略]] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略]] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略]]	[略]	[略]	自動車借料上料の契約を貸借で締結する場合、金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。	請負(その他)の借入れ	13 使用自動車借料上料 及び市長が貸借するもの B、 C)	[略]] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略]] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略]]	[略]	[略]	自動車借料上料の契約を貸借で締結する場合、金額は、賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。
[略]	[略]	[略]]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]]	[略]	[略]	[略]
不動産の借入れ	13 使用土地借料、 及び家屋借上賃料	[略]] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略]]	[略]	[略]	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。 賃料が減額される場合は、減額されない	不動産の借入れ	13 使用土地借料、 及び家屋借上賃料	[略]] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略]]	[略]	[略]	1 金額は、賃料の年額又は総額を表し、 無償のもの又は軽減されたものについて

借土地	[略]										
料借上]	略	略	略	略	略	略	略	略]	[略]
料、]]]]]]]]]]	[略]
家屋	[略]										
借上]	略	略	略	略	略	略	略	略]	[略]
料]]]]]]]]]]	[略]
(市	[略]										
長が]	略	略	略	略	略	略	略	略]	[略]
指定]]]]]]]]]]	[略]
する	[略]										
もの]	略	略	略	略	略	略	略	略]	[略]
D)]]]]]]]]]]	[略]

[略]

ものとした場
合の金額によ
る。
 2 契約を更
 新する場合、
 その内容に変
 更のないもの
 (消費税に係
 る変更以外に
 変更のないも
 のを含む。)に
 ついては、
 500万円を超
 えるものにつ
 いても、局長、
 消防局長、教
 育委員会事務
 局長、教育次
 長、監査事務
 局長、市選挙
 管理委員会事
 務局長、人事
 委員会事務局
 長及び市会事
 務局長(以下
 この表におい
 て「局長等」
 という。)が
 専決すること
 ができる。こ

借土地	[略]										
料借上]	略	略	略	略	略	略	略	略]	[略]
料、]]]]]]]]]]	[略]
家屋	[略]										
借上]	略	略	略	略	略	略	略	略]	[略]
料]]]]]]]]]]	[略]
(市	[略]										
長が]	略	略	略	略	略	略	略	略]	[略]
指定]]]]]]]]]]	[略]
する	[略]										
もの]	略	略	略	略	略	略	略	略]	[略]
D)]]]]]]]]]]	[略]

[略]

は、見積金額
を示す。
 2 契約を更
 新する場合、
 その内容に変
 更のないもの
 (消費税に係
 る変更以外に
 変更のないも
 のを含む。)に
 ついては、
 500万円を超
 えるものにつ
 いても、局長、
 消防局長、教
 育委員会事務
 局長、教育次
 長、監査事務
 局長、市選挙
 管理委員会事
 務局長、人事
 委員会事務局
 長並びに市会
 事務局長(以
 下この表にお
 いて「局長等」
 という。)が
 専決すること
 ができる。こ

の)									
損失3,000万円超	○								
補償0万円超									
金 円超									
(請負契約約款に規定する不可抗力による損害の費用負担)									
3,000万円以下		○					○	○	
0万円以下									
1,000万円以下				○					
500万円以下									
損失3,000万円超	○								
補償0万円超									
金 円超									
(公共事業の施行に伴う転料その他諸									
3,000万円以下		○					○	○	
0万円以下									
1,000万円以下				○					
500万円以下									

地取得(外)	万円以下								
100万円以下				○					
50万円以下							○		
損失補償金超	200万円			○					
(土地取得(電柱、ケーブル、上下水道管又はガス管の移設に伴うもの)	200万円以下						○		
100万円以下								○	
全て								○	○

補償万円 (土地取得に係るものを除く))									
損失補償金 (消防法第29条第3項の規定に伴う移転料その他諸補償)	全て							○	
損失補償金 (土地取得)	3,000万円超	○							
	3,000万円	○							行財政局長、建設局の公共用

損失補償金 (土地取得以外)	3,000万円超								
	3,000万円以下	○					○	○	
(請負契約に規定する不可抗力による損害の費用負担)	1,000万円以下			○					
	500万円以下						○		
損失補償金 (土地取得以外) (消	全て							○	

取得に係るもの													防法第29条第3項の規定に伴う移転料その他諸補償)												
1,000万円以下													長(資産活用担当)(3,000万円を超えるもの。資産活用課長(3,000万円以下)に合議												
500万円以下													用地取得事務担当課の課長												
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
1	[略]	1	[略]																						
2	[略]	2	[略]																						
売却 (物			[略]	売却 (物			[略]																		
																								金額は、見積金額を示す	

品その他) (法令等により金額が定まっているもの)																					
	売却 (物品その他) (生産品)																				
	売却 (不動産又は地上権、地役権、その																				

品その他) (法令等により金額が定まっているもの)																					
	売却 (物品その他) (生産品)																				
	売却 (不動産又は地上権、地役権、その																				

他これらに準ずる権利)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
14 物品の借入れ(支出を伴わないもの)	—	—	80万円超	○																													
物品の借入れ(支出を伴わないもの)(市長が指定)	—	—	200万円超	○																													

するもの C)																																															
1 5 物品 の貸 付	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。 賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 [略] 3 賃料の減額については、局長等の専決とする。 4 [略]	1 4 物品 の貸 付	[略]	1 金額は、賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。 2 [略] 3 [略]																							
物品 の貸 付 (収 入を 伴わ ない もの)	200 万円 超			○																	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 賃料の免除について																										
	200 万円 以下				○																																										
	100 万円 以下						○																																								
	全て							○	○																																						

1 6	不動産の 借入れ (支出を 伴わない もの)	―	―	全て											は、局長等の 専決とする。
					○			○	○						
不動産の 借入れ (支出を 伴わない もの) (市長が 指定する もの D)	―	―	200 万円 超		○									金額は、賃料の 年額又は総額 を表す。賃料が 減額される場 合は、減額され ないものとし た場合の金額 による。	
			200 万円 以下				○								
			100 万円 以下					○							
			全て					○	○						

1 7	不動産の	―	―	[略]	1 金額は、賃料の年額又は										
--------	------	---	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---------------

1 5	不動産の	―	―	[略]	1 金額は、賃料の年額又は											
				[略]												

1 5	不動産の	―	―	[略]	1 金額は、賃料の年額又は											
--------	------	---	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---------------

貸付																				総額を表す。 賃料が減額される場合は、 減額されないものとした場合の金額による。 2、3 [略] 4 賃料の減額については、局長等の専決とする。 5 [略]	貸付																			総額を表し、 無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。 2、3 [略] 4 賃料の減免については、局長等の専決とする。 5 [略]
不動産の貸付 (市長が指定するものD)																				1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。 賃料が減額される場合は、 減額されないものとした場合の金額による。 2、3 [略] 4 賃料の減額については、局長等の専決とする。 5 [略]	不動産の貸付 (市長が指定するものD)																			1 金額は、賃料の年額又は総額を表し、 無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。 2、3 [略] 4 賃料の減免については、局長等の専決とする。 5 [略]
1不動産の																				1 金額は、賃料の年額又																				

貸付 (収入を伴わないもの)																			<p>則が適用されるものについては、行財政局部長（資産活用担当）（500万円を超えるもの。2 賃料の免除 資産活用課長経由）又は資産活用課長（500万円以下）に合議</p>	<p>は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。</p> <p>2 賃料の免除については、局長等の専決とする。</p>
不動産の貸付 (収入を伴わないもの) (市長が指定するもの)		200万円超		○															<p>神戸市公 1 金額は、賃有財産規則が適用されるものうち、一時的な材料置場等のためのもについては、行財政局部長（資産活用担当）（500万円</p>	<p>料の年額は総額を表す。賃料が減額されないものとした場合の金額による。</p> <p>2 賃料の免除については、局長等の専決とする。</p>
		200万円以下			○															
		100万円以下					○													
		全て						○	○											

D)													を超える もの。資産 活用課長 経由)又は 資産活用 課長(500 万円以下) に合議	
1	[略]	[[[略]	[略]	[[[[[[[略]	[略]	[略]
9]	略	略]]	略	略	略	略	略	略]		
]]]]]]]]			

(注)
1 ~ 15 [略]

1	[略]	[[[略]	[略]	[[[[[[[[略]	[略]	[略]	[略]
6]	略	略]]	略	略	略	略	略	略	略]			
]]]]]]]]]				

(注)
1 ~ 15 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表第4（第10条—第13条関係）							別表第4（第10条—第13条関係）						
財務関係事務							財務関係事務						
4-1 収入関係（収入を伴う施行決議・実施決定）							4-1 収入関係（収入を伴う施行決議・実施決定）						
決裁事項	専決範囲	決裁区分			合議	備考	決裁事項	専決範囲	決裁区分			合議	備考
		区長 及び 北神 担当 区長	部長 及び 北須 磨支 所長 共通	課長 共通 玉津 支所 長					区長 及び 北神 担当 区長	部長 及び 北須 磨支 所長 共通	課長 共通 玉津 支所 長		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
03	物品 又は 不動産 の 貸付	[略]	[略]	[略]	[略]	1 金額は賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、 <u>減額されないものとした場合の金額による。</u> 2 物品の契約を更新する場合、その内容に変更のないもの（消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。）については、500万円を超えるものについても、区長及び北神担当区長（以下 <u>この表において「区長等」という。</u> ）が専決することができる。 3、4 [略] 5 <u>賃料の減額</u> については、区長等の専決とする。 6 [略]	03	物品 又は 不動産 の 貸付	[略]	[略]	[略]	[略]	1 金額は賃料の年額又は総額を表し、 <u>無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。</u> 2 物品の契約を更新する場合、その内容に変更のないもの（消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。）については、500万円を超えるものについても、区長及び北神担当区長（以下、 <u>「区長等」という。</u> ）が専決することができる。 3、4 [略] 5 <u>不動産の賃料の減免</u> については、区長等の専決とする。 6 [略]
物品	[略]	[略]	[略]	[略]	不動産において	1 金額は賃料の年額又は総額を	物品	[略]	[略]	[略]	[略]	不動産において	1 金額は賃料の年額又は総額を

又は 不動産の 貸付 (市長 が指 定す るも のD)	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市公有財産 規則が適用され るものについて は、一時的な材料 置場等のための ものについては、 地域協働局長及 び行財政局部長 (資産活用担当) (500万円を超え るもの。地域協働 局区役所課長及 び行財政局資産 活用課長経由)又 は地域協働局区 役所課長及び行 財政局資産活用 課長(500万円以 下)に合議	表す。賃料が減額される場合は、 減額されないものとした場合の 金額による。 2 [略] 3 <u>賃料の減額</u> については、区長 等の専決とする。 4 [略]
[略]]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注)
1～8 [略]

又は 不動産の 貸付 (市長 が指 定す るも のD)	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市公有財産 規則が適用され るものについて は、一時的な材 料置場等のため のものは、地域 協働局長及び行 財政局部長(資 産活用担当)(5 00万円を超える もの。地域協働 局区役所課長及 び行財政局資産 活用課長経由) 又は地域協働局 区役所課長及び 行財政局資産活 用課長(500万円 以下)に合議	表し、無償のもの又は軽減された ものについては、見積金額を示 す。 2 [略] 3 <u>不動産の賃料の減免</u> について は、区長等の専決とする。 4 [略]
[略]]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注)
1～8 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前								
別表第4（第10条—第13条関係） 財務関係事務 4-2その他							別表第4（第10条—第13条関係） 財務関係事務 4-2その他								
	決裁 事項	専決 範囲	決裁区分			合議	備考		決裁 事項	専決 範囲	決裁区分			合議	備考
			区長 及び 北神 担当 区長	部長 及び 北須 磨支 所長 共通	課長 共 通 玉 津 支 所 長						区長 及び 北神 担当 区長	部長 及び 北須 磨支 所長 共通	課長 共 通 玉 津 支 所 長		
01	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	01	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
02	物品 の借 入れ (支出 を伴 ない もの)	80万 円超	○				金額は、賃料の年額又は総額を表 す。賃料が減額される場合は、減額 されないものとした場合の金額に よる。								
		80万 円以 下			○										
03	不動 産の 借入 れ(支 出を 伴わ ない もの)	200万 円超	○												
		200万 円以 下			○										
		100万 円以 下			○										
04	物品	全て	○			不動産において1	金額は、賃料の年額又は総額								

又は 不動産 の貸付 (収入 を伴 わない もの)				神戸市公有財産規則が適用されるものについては、地域協働局長及び行財政局部長(資産活用担当)(500万円を超え るもの。地域協働局区役所課長及び行財政局資産活用課長経由)又は地域協働局区役所課長及び行財政局資産活用課長(500万円以下)に合議	を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 賃料の免除については、区長及び北神担当区長(以下この表において「区長等」という。)の専決とする。																	
物品 又は 不動産 の貸付 (収入 を伴 わない もの) (市長 が指 定す	200万 円超	○		不動産において神戸市公有財産規則が適用されるもののうち、一時的な材料置	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。																	
200万 円以 下		○		場等のためものについては、	2 賃料の免除については、区長等の専決とする。																	
100万 円以 下			○	地域協働局長及び行財政局部長(資産活用担当)(500万円を超えるもの。地域協働局区役所課長																		

	る も のD)					及び行財政局資 産活用課長経 由)又は地域協 働局区役所課長 及び行財政局資 産活用課長(500 万円以下)に合 議															
<p>(注)</p> <p>1 [略]</p> <p>2 本表における「市長が指定するものD」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。</p>							<p>(注)</p> <p>1 [略]</p>														

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表第4（第10条—第13条関係） 財務関係事務 4-3 契約							別表第4（第10条—第13条関係） 財務関係事務 4-3 契約						
[略]	[略]	[略]	決裁区分			合議	備考	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
			区長	部長	課長								
			及び	及び	共通								
			北神	北須	玉津								
			担当	磨支	支所								
			区長	所長	長								
				共通									
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
02	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
03	物品の借入れ（支出を伴わないもの）	80万円超	○				金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。						
		80万円以下			○								
04	不動産の借入れ（支出を伴わない）	200万円超	○				金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。						
		200万円以下			○								
		100万円以下			○								

もの)	円以																		
下																			
05	物品又は不動産の貸付	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1 金額は賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、 <u>減額されないものとした場合の金額による。</u> 2 物品の契約を更新する場合、その内容に変更のないもの(消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。)については、500万円を超えるものについても、区長及び北神担当区長(以下この表において「区長等」という。)が専決することができる。 3、4 [略] 5 <u>賃料の減額</u> については、区長等の専決とする。 6 [略]												
	物品又は不動産の貸付(市長が指定するものD)	[略]	[略]	[略]	[略]	不動産において神戸市公有財産規則が適用されるもののうち、一時的な材料置場等のためのも <u>の</u> については、地域協働局長及び行財政局部長(資産活用担当)(500万円を超え	1 金額は賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、 <u>減額されないものとした場合の金額による。</u> 2 [略] 3 <u>賃料の減額</u> については、区長等の専決とする。 4 [略]												
03	物品又は不動産の貸付	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1 金額は賃料の年額又は総額を表し、 <u>無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。</u> 2 物品の契約を更新する場合、その内容に変更のないもの(消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。)については、500万円を超えるものについても、区長及び北神担当区長(以下、「区長等」という。)が専決することができる。 3、4 [略] 5 <u>不動産の賃料の減免</u> については、区長等の専決とする。 6 [略]												
	物品又は不動産の貸付(市長が指定するものD)	[略]	[略]	[略]	[略]	不動産において神戸市公有財産規則が適用されるもののうち、一時的な材料置場等のためのも <u>の</u> は、地域協働局長及び行財政局部長(資産活用担当)(500万円を超え	1 金額は賃料の年額又は総額を表し、 <u>無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。</u> 2 [略] 3 <u>不動産の賃料の減免</u> については、区長等の専決とする。 4 [略]												

				るもの。地域協働局区役所課長及び行財政局資産活用課長経由)又は地域協働局区役所課長及び行財政局資産活用課長(500万円以下)に合議						の。地域協働局区役所課長及び行財政局資産活用課長経由)又は地域協働局区役所課長及び行財政局資産活用課長(500万円以下)に合議
06	物 品 全 て 又 は 不 動 産 の 貸 付 (収 入 を 伴 わ な い も の)	○		不動産において神戸市公有財産規則が適用されるものについては、地域協働局区役所課長及び行財政局資産活用担当(500万円を超えるもの。地域協働局区役所課長及び行財政局資産活用課長経由)又は地域協働局区役所課長及び行財政局資産活用課長(500万円以下)に合議	1 金額は賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 賃料の免除については、区長等の専決とする。					
	物 品 又 は	200万 円超	○		1 金額は賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、					

不 動 産 の 貸 付 (収入 を 伴 わ な い も の) (市長 が 指 定 す る も の D)	200万 円 以 下		○	規則が適用され るもののうち、 一時的な材料置 場等のためのも のについては、 地域協働局長及 び行財政局部長 (資産活用担当) (500万円を超え るもの。地域協 働局区役所課長 及び行財政局資 産活用課長経 由) 又は地域協 働局区役所課長 及び行財政局資 産活用課長(500 万円以下)に合 議	減額されないものとした場合の 金額による。 2 賃料の免除については、区長 等の専決とする。
	100万 円 以 下		○		
<p>(注) 1～8 [略]</p>					<p>(注) 1～8 [略]</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後										改正前									
別表第6（第15条—第17条関係） 財務関係事務 6-1 支出決定（支出に伴う施行決議・実施決定）										別表第6（第15条—第17条関係） 財務関係事務 6-1 支出決定（支出に伴う施行決議・実施決定）									
決裁 事項	節 名	節 称等	専決 範囲	決裁区分			合議	備考	決裁 事項	節 名	節 称等	専決 範囲	決裁区分			合議	備考		
				第1類事 業所	第2類事 業所	第3類事 業所							第1類事 業所	第2類事 業所	第3類事 業所				
				第1副所 業所 長共 通	副所 長及 課 長共 通	業所 長共 通							業所 長共 通	業所 長共 通	業所 長共 通				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
07	交際費	09 交際費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	07	交際費	09 交際費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	前渡金払いの場合は6-3その他の表12の項を適用する。		
08	調達	10 需用費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	08	調達	10 需用費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	前渡金払いの場合は6-3その他の表08の項を適用する。		
		電気料金（電気事業者の定める申込書によるもの）	全て		○	○	○			電気料金（電気事業者の定める申込書によるもの）	全て			○	○	○	入札又は見積合せで不調となり、電気事業者の定める申込書により契約する場合に限る。		
		ガス料	全て		○	○	○			ガス料	全て			○	○	○			

			金、上 下水道 料金							
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
09	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
請負 (その他)	11	役 務費 その他 通信運 搬費	一般役 務費、 300 万円 以下	○					○	100万円を超えるものにつ いては経理契約を要する。
調 達、 請負 (その他)	11	役 務費 その他 通信運 搬費 (市長 が指定 するも のA、 下 B)	一般役 務費、 200 万円 以下	○						
			100 万円 以下		○	○				
			20万 円以 下						○	
調達	11	役 務 費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		電気通 信料金	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

			金、上 下水道 料金							
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
09	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
請負 (その他)	11	役 務費 その他 通信運 搬費	一般役 務費、 300 万円 以下	○					○	100万円を超えるものにつ いては経理契約を要する。
調 達、 請負 (その他)	11	役 務費 その他 通信運 搬費 (市長 が指定 するも のA、 下 B)	一般役 務費、 200 万円 以下	○						
			100 万円 以下		○	○				
			20万 円以 下						○	
調達	11	役 務 費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		電気通 信料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]
1	調達	13	使用料等	[略]									
				[略]									
物品の借入れ	13	使用料及び賃借料	一般使用料等	[略]	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。								
				[略]	2 [略]								
				[略]	金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。								
				[略]									
				[略]									
				[略]									
				[略]									
				[略]									

請負 (その他)、 物品の借 入れ	13	使 用 借 上 料 及 び 賃 借 料	自 動 車 借 上 料	2,00 0万 円以 下	○					1 自動車借上料の契約を請負(その他)で締結する場合、100万円を超えるものについては経理契約を要する。 2 自動車借上料の契約を貸借で締結する場合、80万円を超えるものについては経理契約を要する。 3 自動車借上料の契約を貸借で締結する場合、金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
請負 (その他)	13	使 用 借 上 料 及 び 賃 借 料	自 動 車 借 上 料	300 万円 以下					○	100万円を超えるものについては経理契約を要する。
物品 の借 入れ	13	使 用 借 上 料 及 び	自 動 車 借 上 料	100 万円 以下					○	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
請負 (その他)	13	使 用 借 上 料 及 他 請 負 及 び 賃 借 料	自 動 車 借 上 料 (他 請 負 及 び 賃 借 料 契 約)	2,00 0万 円以 下	○					1 自動車借上料の契約を請負(その他)で締結する場合、100万円を超えるものについては経理契約を要する。 2 自動車借上料の契約を貸借で締結する場合、80万円を超えるものについては経理契約を要する。 3 自動車借上料の契約を貸借で締結する場合、金額は、賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。
物品 の借 入れ	13	使 用 借 上 料 及 賃 借 契 約)	自 動 車 借 上 料 (物 品 及 賃 借 契 約)	1,00 0万 円以 下				○	○	1 自動車借上料の契約を請負(その他)で締結する場合、100万円を超えるものについては経理契約を要する。 2 自動車借上料の契約を貸借で締結する場合、80万円を超えるものについては経理契約を要する。 3 自動車借上料の契約を貸借で締結する場合、金額は、賃料の年額又は
				300 万円 以下					○	

										2 80万円を超えるものについては経理契約を要する。
請負 (その他) 物品の借入れ	13	使用料(市長及び指定するもの賃借料)	自動車借上料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	自動車借上料の契約を賃借で締結する場合、金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
物品の借入れ	13	使用料(市長及び指定するもの賃借料)	自動車借上料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
不動産の借入れ	13	使用料(家屋借上げ料)	土地借上料、家屋借上げ料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合

										総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。
請負 (その他) 物品の借入れ	13	使用料(市長及び指定するもの賃借料)	自動車借上料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	自動車借上料の契約を賃借で締結する場合、金額は、賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
物品の借入れ	13	使用料(市長及び指定するもの賃借料)	自動車借上料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
不動産の借入れ	13	使用料(家屋借上げ料)	土地借上料、家屋借上げ料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1 金額は、賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を

			び土地借 賃上料、 借家屋借 料上げ料 (市長 が指定 するも のD)	[略]			の金額による。 2、3 [略]						
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	示す。 2、3 [略]
15	負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの	18	負担金、補助金、分助金等及び交付金	[略]	複数の相手方に対する負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの(以下「負担金等」という。)の金額を一の決裁により決定した場合、当該負担金等のうち一部のものに係る金額を変更するとき(変更後の当該負担金等の総額が変更前の当該負担金等の総額を下回るときに限る。)の決裁区分は、変更後の個々の負担金等の額に基づくものとする。この場合、当該決裁区分が複数の決裁区分に該当することとなるときは、それらの決裁区分のうち最上位のものによるこ								
15	負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの	18	負担金、補助金、分助金等及び交付金	[略]	複数の相手方に対する負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの(以下「負担金等」という。)の金額を一の決裁により決定した場合、当該負担金等のうち一部のものに係る金額を変更するとき(変更後の当該負担金等の総額が変更前の当該負担金等の総額を下回るときに限る。)の決裁区分は、変更後の個々の負担金の額に基づくものとする。この場合、当該決裁区分が複数の決裁区分に該当することとなるときは、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとす								

[[略 略]]	[[略 略]]	[[略]]	[略]	ととする。 [略]						
(注) 1 ~ 16 [略]										

[[略 略]]	[[略 略]]	[[略]]	[略]	る。 [略]						
(注) 1 ~ 16 [略]										

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後								改正前									
別表第6（第15条—第17条関係） 財務関係事務 6-2 収入決定（収入に伴う施行決議・実施決定）								別表第6（第15条—第17条関係） 財務関係事務 6-2 収入決定（収入に伴う施行決議・実施決定）									
[略]	[略]	[略]	決裁区分			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	決裁区分			[略]	[略]
			第1類事業所	第2類事業所	第3類事業所								第1類事業所	第2類事業所	第3類事業所		
			第1類事業所 長共 通	副所 長及 び課 長共 通	業所 長共 通								業所 長共 通	業所 長共 通	業所 長共 通		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
03	物品の貸付	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 [略] 3 賃料の減額については、局長専決とする。 4 [略]
04	不動産の貸付	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
	不動産	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市公有財産規	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市公有財産規

	の貸付 (市長 が指定 するも のD)]]]]	則が適用されるも る。 ののうち、一時的な 材料置場等のため のものについては、 資産活用課長に合 議	2、3 [略] 4 賃料の減額につい ては、局長専決とす る。 5 [略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注)
1～10 [略]

	の貸付 (市長 が指定 するも のD)]]]]	則が適用されるも る。 ののうち、一時的な 材料置場等のため のものは、資産活用 課長に合議	2、3 [略] 4 賃料の減免につい ては、局長専決とす る。 5 [略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注)
1～10 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後								改正前									
別表第6（第15条—第17条関係） 財務関係事務 6-3その他								別表第6（第15条—第17条関係） 財務関係事務 6-3その他									
	決裁事項	専決範囲	決裁区分				合議	備考		決裁事項	専決範囲	決裁区分				合議	備考
			第1類事業所		第2類事業所	第3類事業所						第1類事業所		第2類事業所	第3類事業所		
			第1類事業所 長共通	副所長 及び課長 共通	業所長 共通	業所長 共通						第1類事業所 長共通	副所長 及び課長 共通	業所長 共通	業所長 共通		
01	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
02	物品の借入れ (支出を伴わないもの)	80万円以下		○	○		金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。		01	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
		20万円以下				○											
	物品の借入れ (支出を伴わないもの)(市長が指定するものC)	200万円以下	○														金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
100万円以下		○	○														
		50万円以下															

03	物品の貸付	200万円以下	○				<p>1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。</p> <p>2 賃料の免除については、局長専決とする。</p>														
	(収入を伴わないもの)	100万円以下		○	○																
		20万円以下						○													
04	不動産の借入れ(支出を伴わないもの)	200万円以下	○				<p>1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。</p> <p>2 契約を更新する場合、その内容に変更のないものについては、200万円を超えるものについても、第1類事業所長が専決することができる。</p>														
		100万円以下			○																
	不動産の借入れ(市長が指定)	200円以下	○				<p>1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。</p> <p>2 契約を更新する場合、その内容に変更の</p>														
		100万円以下		○	○																

	定する もの D)							合、その内容に変更のないものについては、200万円を超えるものについても、第1類事業所長の専決とする。この場合においては、資産活用課長に合議すること。 3 賃料の免除については、局長専決とする。
06	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
07	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
08	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
09	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
10	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
11	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
12	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
13	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注)

1～4 [略]

5 本表における「市長が指定するものC」とは、災害応急に関するもの、単価協定

02	[略]							
03	[略]							
04	[略]							
05	[略]							
06	[略]							
07	[略]							
08	[略]							
09	[略]							

(注)

1～4 [略]

品等及び地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定による契約に基づき借り入れる物品をいう。

6 本表における「市長が指定するものD」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。

7～10 [略]

5～8 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後										改正前																	
別表第6（第15条—第17条関係） 財務関係事務 6-4 契約										別表第6（第15条—第17条関係） 財務関係事務 6-4 契約																	
決裁 事項	節 節 名称等 名称	専決 範囲	細節名	決裁区分						合議	備考	決裁 事項	節 節 名称等 名称	専決 範囲	細節名	決裁区分						合議	備考				
				第1 類事 業所		第2 類事 業所	第3 類事 業所		第1 類事 業所							第2 類事 業所	第3 類事 業所										
				第1 類事 業所 長共 通	副所 長及 び課 長共 通	業所 長共 通	業所 長共 通	業所 長共 通	業所 長共 通																		
0 1	調達 10 需用 費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	0 1	調達 10 需用 費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
			電気料 金（電 気事 業者の 定める 申込書 による もの）	全て		○	○	○	入札又は見積合せで不調 となり、電気事業者の定め る申込書により契約する 場合に限る。				電気料 金（電 気事 業者の 定める 申込書 による もの）	全て		○	○	○									
			ガス料 金、上 下水道 料金	全て		○	○	○						ガス料 金、上 下水道 料金	全て		○	○	○								
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

		借一般使 料用料等	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。									金額は、賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。		
		(市長 が指定 するも のC)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]												
請負 (そ の 他)	13	使自動車 用借上料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]									[略]	
		料 及 び 貸 借 料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]												
物品 の借 入れ	13	使自動車 用借上料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 [略]	[略]									1 金額は、賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。 2 [略]	
		料 及 び 貸 借 料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]												
請負 (そ の 他)、 物品 の借 入れ	13	使自動車 用借上料 (市長 が指定 するも のB、 C)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	自動車借上料の契約を貸借で締結する場合、金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。	[略]										自動車借上料の契約を貸借で締結する場合、金額は、賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。
		料 及 び 貸 借 料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]												

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
物品	13	使用自動車	[略]	金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。						
の借入れ		借上料(市長及び指定するものC)賃借料	[略]							
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
不動産	13	使用土地借上料、家屋借上料	[略]	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。						
の借入れ		及び土地借上料、家屋借上料(市長が指定するものD)	[略]	2、3 [略]						
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
物品	13	使用自動車	[略]	金額は、賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。						
の借入れ		借上料(市長及び指定するものC)賃借料	[略]							
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
不動産	13	使用土地借上料、家屋借上料	[略]	1 金額は、賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。						
の借入れ		及び土地借上料、家屋借上料(市長が指定するものD)	[略]	2、3 [略]						
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

09	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
10	物品の借入れ(支出を伴わないもの)	—	—	80万円以下		○	○										金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
				20万円以下													
	物品の借入れ(支出を伴わないもの)(市長が指定するものC)	—	—	200万円以下	○												金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
				100万円以下		○	○										
				50万円以下													○
11	物品の貸付	—	—	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額さ
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
10	物品の貸付	—	—	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1 金額は、賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたもの
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

]]]]]	れないものとした場合 の金額による。]]]]]	については、見積金額を 示す。
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	2 [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	2 [略]
]]]]]	3 賃料の減額について は、局長専決とする。]]]]]	3 [略]
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	4 [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
物品 の貸 付 (収入を 伴わ ない もの)	—	200 万円 以下	○				1 金額は、賃料の年額又 は総額を表す。賃料が減 額される場合は、減額さ れないものとした場合 の金額による。 2 契約を更新する場合、 その内容に変更のない ものについては、200万 円を超えるものについ ても、第1類事業所長の 専決とする。 3 賃料の免除について は、局長専決とする。						
1 不動 2 産の 借入 れ (支出を 伴わ ない もの)	—	200 万円 以下	○				1 金額は、賃料の年額又 は総額を表す。賃料が減 額される場合は、減額さ れないものとした場合 の金額による。 2 契約を更新する場合、 その内容に変更のない ものについては、200万 円を超えるものについ ても、第1類事業所長が 専決することができる。						
		100 万円 以下			○								

不動産の借入れ (支出を伴わないもの) (市長が指定するものD)	200万円以下	○					1 金額は、賃料の年額又は総額を表し、見積金額を示す。
	100万円以下		○	○			2 契約を更新する場合、その内容に変更のないものについては、200万円を超えるものについても、第1類事業所長が専決することができる。
1 3 不動産の貸付	[略]]	[略]]	[略]]	[略]]	[略]]	[略]	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
	[略]]	[略]]	[略]]	[略]]	[略]]	[略]	2、3 [略] 4 賃料の減額については、局長専決とする。 5 [略]
不動産の貸付 (市長が	[略]]	[略]]	[略]]	[略]]	[略]]	[略]	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
	[略]]	[略]]	[略]]	[略]]	[略]]	[略]	1 金額は、賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。
	[略]]	[略]]	[略]]	[略]]	[略]]	[略]	2、3 [略] 4 賃料の減免については、局長専決とする。 5 [略]
不動産の貸付 (市長が	[略]]	[略]]	[略]]	[略]]	[略]]	[略]	1 金額は、賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。
	[略]]	[略]]	[略]]	[略]]	[略]]	[略]	1 金額は、賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。

指定するものD)							2、3 [略] 4 賃料の減免については、局長専決とする。 5 [略]
14 不動産の貸付（収入を伴わないもの）		200万円以下	○				神戸市公有財産規則が適用されるものについては、資産活用課長に合議 1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 契約を更新する場合、その内容に変更のないものについては、200万円を超えるものについても、第1類事業所長の専決とする。この場合においては、資産活用課長に合議すること。 3 賃料の免除については、局長専決とする。
不動産の貸付（収入を伴わないもの）（市長が		200万円以下	○				神戸市公有財産規則が適用されるものうち、一時的な材料置場等のためのものであるものについては、資産活用課長に合議 1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 契約を更新する場合、その内容に変更のないものについては、200万円を超えるものについても、第1類事業所長の専決とする。この場合においては、
指定するものD)							2、3 [略] 4 賃料の減免については、局長専決とする。 5 [略]

指定 する もの D)		資産活用課長に合議すること。 3 賃料の免除については、局長専決とする。	
(注) 1～15 [略]	(注) 1～15 [略]		

附 則

この訓令は、令和5年8月1日から施行し、この訓令による改正後の第12条の区役所（北神区役所を除く。）総務部地域協働課長専決事項及び須磨区役所北須磨支所保健福祉課長専決事項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

令和5年8月15日 神戸市公報第3821号

神戸市告示第304号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、岡本梅林倶楽部、河原自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月15日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

名称	岡本梅林倶楽部	河原自治会
主たる事務所	神戸市東灘区岡本6丁目13番6号	神戸市灘区上河原通4丁目1番1号
代表者の氏名	田中 美和子	伊集院 定義
代表者の住所	神戸市東灘区岡本6丁目12番41号	神戸市灘区上河原通1丁目3番18号

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 岡本梅林倶楽部 令和5年4月16日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	田村 比佐雄	田中 美和子
代表者の住所	神戸市東灘区岡本6丁目12番39号	神戸市東灘区岡本6丁目12番41号

(2) 河原自治会 令和5年6月25日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	大森 末弘	伊集院 定義
代表者の住所	神戸市灘区灘北通2丁目3番18号	神戸市灘区上河原通1丁目3番18号

神戸市告示第305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年8月16日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年8月29日まで一般の縦覧に供する。

令和5年8月15日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	西垂水96号線	神戸市垂水区五色山 3丁目1475番1地先から	新	27.30	最大 5.50 最小 5.10
		神戸市垂水区五色山 3丁目1475番4地先まで	旧	27.30	最大 4.50 最小 4.30

神戸市告示第 306 号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項（同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 8 月 15 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア） 火曜日・木曜日 午後 3 時から午後 7 時まで。

（イ） 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

（ウ） 条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続 6 日間、平日 午後 3 時から午後 7 時まで、土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神中央駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 1 台	令和5年7月4日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西神南駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 4 台	令和5年7月20日	
	西神南駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和5年7月20日	
	西建設事務所管内自転車等 放置禁止区域外長期放置	自転車 4 台	令和5年7月26日	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話 795-4618	学園都市駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 2 台	令和5年7月11日	
	学園都市駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和5年7月11日	
	伊川谷駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 2 台	令和5年7月11日	

神戸市告示第307号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月15日

神戸市長 久元喜造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2. 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3. 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4. 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5. その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車 1台	令和5年7月3日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所 電話 854-2191
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	王子公園駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	新在家駅周辺	自転車 5台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲道駅周辺	自転車 10台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台			
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲駅周辺	自転車 4台	令和5年7月4日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	J R住吉駅周辺	自転車 7台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	甲南山手駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	深江駅周辺	自転車 1台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台			
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	青木駅周辺	自転車 4台	令和5年7月11日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	魚崎駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	新在家駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲道駅周辺	自転車 11台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台			
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲駅周辺	自転車 1台	令和5年7月12日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	阪神御影駅周辺	自転車 10台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	阪急御影駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	深江駅周辺	自転車 4台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台			
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	青木駅周辺	自転車 5台	令和5年7月12日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	魚崎駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	J R住吉駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	甲南山手駅周辺	自転車 2台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台			
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	摩耶駅周辺	自転車 8台	令和5年7月19日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	王子公園駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	新在家駅周辺	自転車 2台	令和5年7月19日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	王子公園駅周辺	自転車 1台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台	令和5年7月19日	
	新在家駅周辺	自転車 2台		
	王子公園駅周辺	自転車 1台		

別表

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	六甲道駅周辺	自転車	10 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1 台	
	六甲駅周辺	自転車	4 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R住吉駅周辺	自転車	3 台	令和5年7月20日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	摂津本山駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	岡本駅周辺	自転車	2 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	甲南山手駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	深江駅周辺	自転車	3 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	青木駅周辺	自転車	2 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘区管内	自転車	9 台	令和5年7月26日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	1 台	
	阪神御影駅周辺	自転車	11 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	阪急御影駅周辺	自転車	2 台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	令和5年7月27日
	東灘区管内	自転車	19 台	
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0 台	
	J R住吉駅周辺	自転車	7 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	摂津本山駅周辺	自転車	4 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
甲南山手駅周辺	自転車	1 台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和5年8月3日

神戸市長 久元喜造

- 1 建築協定の名称
小松すずらん台第2建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市北区北五葉4丁目1番96号 他
- 3 縦覧期間
令和5年8月3日から同年8月31日まで
- 4 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話(078)595-6555

神戸市公告

神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第21条第1項の規定により次の対象事業に係る環境影響評価書案についての環境の保全の見地からの意見（以下「市長意見書」という。）を作成したので、同条第4項において準用する同条例第8条の7第4項の規定により公告するとともに、当該市長意見書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和5年8月4日

神戸市長 久元 喜造

1 対象事業の概要

(1) 対象事業の名称

（仮称）西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業

(2) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称：神戸市

代表者：神戸市長 久元 喜造

所在地：神戸市中央区加納町6丁目5番1号

(3) 対象事業の位置

神戸市西区押部谷町木津

(4) 対象事業の種類及び規模

工業団地及び流通業務団地の造成 全体面積 約100ha（第1類事業）

2 縦覧の期間、場所

(1) 縦覧の期間

令和5年8月4日（金曜）から同年8月17日（木曜）まで

(2) 縦覧の場所

神戸市環境局環境保全課

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザ EAST 2階

令和5年8月15日 神戸市公報第3821号

神戸市公告

神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例（平成13年4月条例第17号）第2条第1項の規定により、私道の変更又は廃止を承認したものは次のとおりです。

令和5年8月15日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	廃止年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R5-5号	令和5年7月31日	神戸市東灘区住吉山手7丁目1871番30の一部、1871番38の一部	18.75	4.00

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおり

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和5年8月15日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市東灘区住吉山手1丁目1525番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都中央区日本橋室町3丁目2番1号
三井不動産レジデンシャル株式会社
代表取締役 嘉村 徹
- 3 許可番号
令和4年8月10日 第8064号
（変更許可 令和5年6月23日 第2061号）

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年8月15日

神戸市
代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	北	大沢町日西原	石佛谷	2741番 のうち 別図の斜線部分	782 m ² のうち 188.35 m ²	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。

別図は省略する。